

## 市民まちづくり活動促進テーブル会議 次第

平成 27 年（2015 年）6 月 8 日（月）  
札幌市役所本庁舎 14 階 1 号会議室

### 1 開会挨拶（市民自治推進室長）

### 2 議題

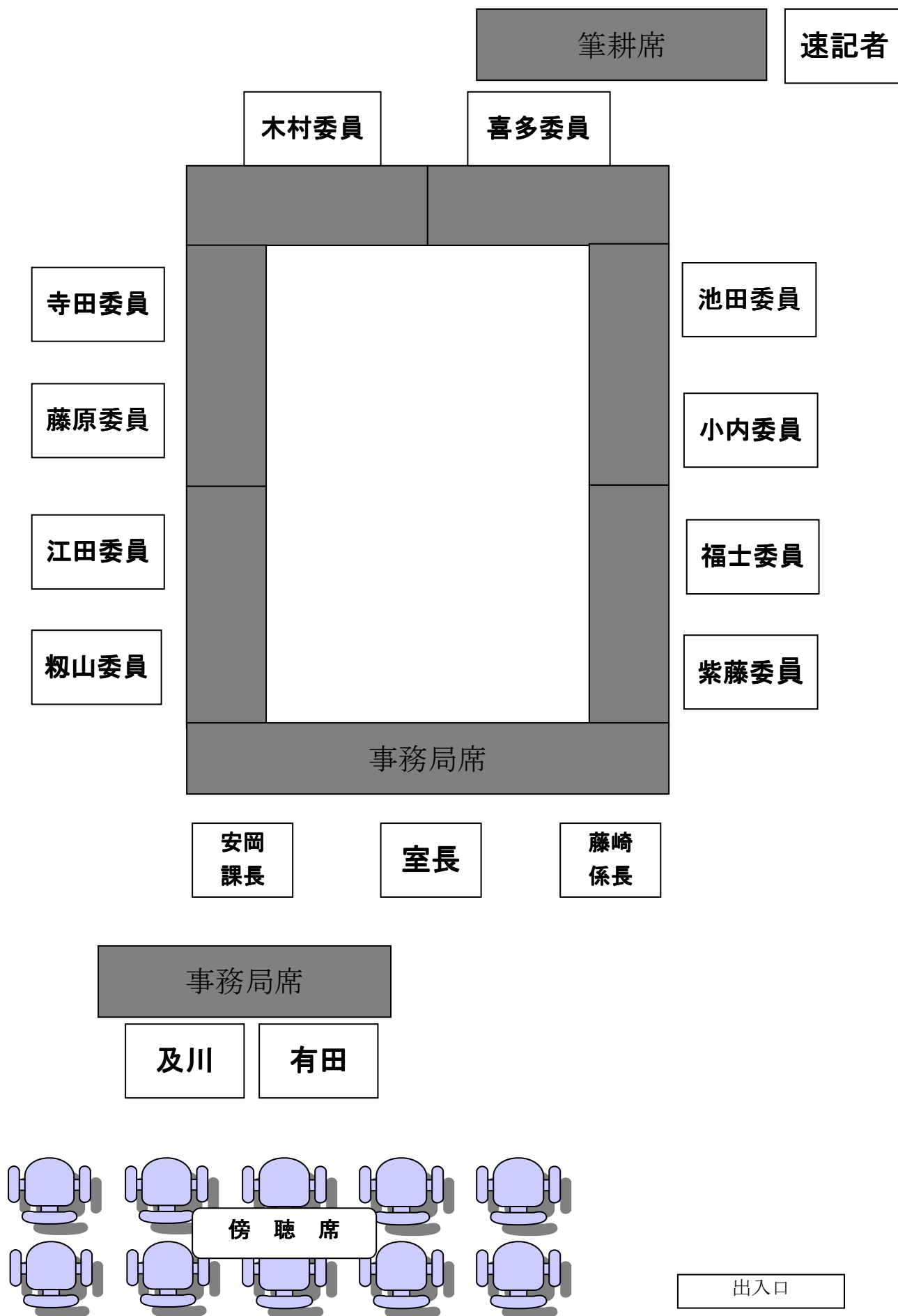
- (1) 市民まちづくり活動促進テーブルの平成 26 年度実績及び平成 27 年度予定について
- (2) さぽーとほっと基金の現在の状況及び後期助成事業募集について
- (3) 札幌市市民まちづくり活動促進助成金の審査部会での審査手順について
- (4) 札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱の改正について

### 3 連絡事項

### 4 配布資料

- (1) 配席図 . . . 別紙 1
- (2) 平成 27 年度促進テーブル委員名簿 . . . 別紙 2
- (3) 札幌市市民まちづくり活動促進テーブル規則 . . . 別紙 3
- (4) 市民まちづくり活動促進テーブルの  
平成 26 年度実績及び平成 27 年度予定 . . . 別紙 4
- (5) さぽーとほっと基金の現在の状況  
及び後期助成事業募集について . . . 別紙 5
- (6) 審査部会の審査手順について . . . 別紙 6
- (7) 札幌市市民まちづくり  
活動促進助成金交付要綱の改正について . . . 別紙 7

# 市民まちづくり活動促進テーブル会議（27.6.8）座席表



## 平成27年度市民まちづくり活動促進テーブル本部委員会名簿

任期：平成26年4月23日～平成28年4月22日

(敬称省略・順不同)

	氏名	所属	審査 部会	事業検 討部会
学識経験者	小内 純子	札幌学院大学社会情報学部 教授		○
	<b>委員長</b> 木村 純	北海道大学高等教育推進機構 特任教授	○	
企 業	池田 啓子	株式会社特殊衣料 代表取締役 社長		○
	紫藤 正行	札幌商工会議所総務委員会委員 長 (大黒自工株式会社 代表取 締役)	○	
市民まちづくり 活動団体	<b>副委員長</b> 喜多 洋子	地域コーディネーター かどま～る 代表		○
	福士 昭夫	石山地区まちづくり協議会 会長		○
	藤原 すみ枝	札幌市ボランティア連絡協議 会 理事	○	
専門家	寺田 昌人	寺田公認会計士事務所 代表	○	
公募委員	江田 美保	ヨガ講師		○
	靱山 理恵	派遣会社勤務	○	

## ○札幌市市民まちづくり活動促進テーブル規則

平成20年2月1日規則第3号

(趣旨)

**第1条** この規則は、札幌市市民まちづくり活動促進条例（平成19年条例第51号。以下「条例」という。）第17条第8項の規定に基づき、札幌市市民まちづくり活動促進テーブル（以下「促進テーブル」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

**第2条** 促進テーブルの委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 市民まちづくり活動の促進等に関し学識経験を有する者
- (2) 市民まちづくり活動に関する知識及び経験を有する者
- (3) 事業者
- (4) 公募した市民
- (5) その他市長が適当と認める者

2 前項第4号に掲げる者の中から委嘱する委員の公募方法、選考基準その他委嘱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

**第3条** 促進テーブルに、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、促進テーブルを代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

**第4条** 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項等に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

**第5条** 促進テーブルの会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、促進テーブルの会議の議長となる。

3 促進テーブルは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 促進テーブルの議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

**第6条** 促進テーブルは、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

**第7条** 部会は、委員長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「促進テーブル」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

**第8条** 促進テーブルの庶務は、市民まちづくり局において行う。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、促進テーブルの運営に関し必要な事項は、委員長が促進テーブルに諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 札幌市事務分掌規則（昭和47年規則第23号）の一部改正〔省略〕

## 市民まちづくり活動促進テーブルの平成 26 年度実績及び平成 27 年度予定

## 1 平成 26 年度実績

## (1) 本部委員会

	日 時	主な内容
1	平成 26 年 6 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民まちづくり活動促進テーブル委員紹介</li> <li>・市民まちづくり活動促進テーブルの概要説明</li> <li>・市民まちづくり活動促進テーブル委員長及び副委員長の選出</li> <li>・各部会（事業検討、審査）の委員決定及び長指名</li> <li>・市民まちづくり活動促進基本計画の概要等報告</li> <li>・さぼーとほっと基金の現在状況について</li> </ul>

## (2) 事業検討部会

	日 時	主な内容
1	平成 26 年 12 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副部会長の選任について</li> <li>・市民活動プラザ星園について</li> <li>・さぼーとほっと基金の寄付、助成について</li> <li>・市民活動団体の基盤強化について</li> </ul>
2	平成 27 年 3 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度事業報告及び平成 27 年度予算について</li> <li>・市民活動団体の人材育成について</li> </ul>

## (3) 審査部会

	日 時	主な内容
1	平成 26 年 4 月 12 日	前期公募プレゼンテーション審査 32 件 団体指定助成審査 11 件
2	平成 26 年 6 月 9 日	団体指定助成審査 14 件
3	平成 26 年 7 月 15 日	後期公募書類審査 19 件 団体指定助成審査 3 件
4	平成 26 年 7 月 26 日	後期公募プレゼンテーション審査 18 件 団体指定助成審査 4 件
5	平成 26 年 9 月 8 日	団体指定助成審査 6 件
6	平成 26 年 11 月 14 日	札幌市東日本大震災被災者支援活動基金審査 5 件 団体指定助成審査 18 件
7	平成 27 年 2 月 9 日	団体指定助成審査 4 件
8	平成 27 年 3 月 27 日	前期公募書類審査 28 件 団体指定助成審査 13 件

## 2 平成 27 年度予定

## (1) 本部委員会

	日 時	主な内容
1	平成 27 年 6 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民まちづくり活動促進テーブルの平成 26 年度実績及び平成 27 年度予定について</li> <li>・さぼーとほっと基金の現在の状況について</li> <li>・札幌市市民まちづくり活動促進助成金の審査部会での審査手順について</li> <li>・札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱の改正について</li> </ul>

## (2) 事業検討部会

	日 時	主な内容（予定）
1	平成 27 年 9 月頃	・第 2 期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の進捗状況について（報告及び意見交換）
2	平成 28 年 2 月頃	・平成 27 年度事業報告及び平成 28 年度予算について

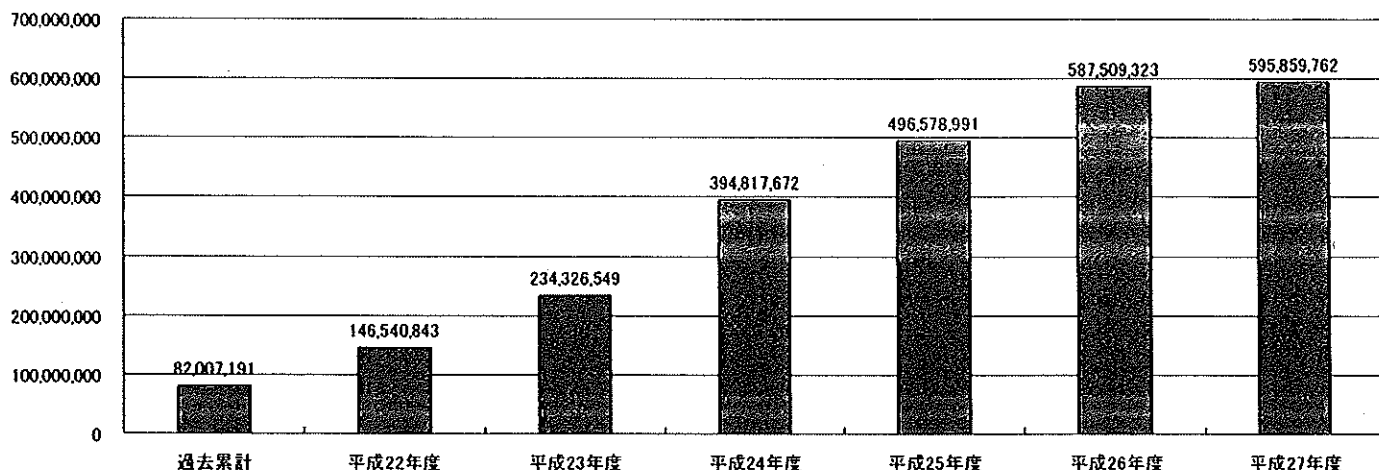
## (3) 審査部会

	日 時	主な内容
1	平成 27 年 4 月 19 日	前期公募プレゼンテーション審査 27 件 団体指定助成審査 14 件
2	平成 27 年 6 月 8 日	団体指定助成審査 13 件
3	平成 27 年 7 月 26 日(日) @エルプラザ 2F 会議室 1・2	後期公募プレゼンテーション審査 団体指定助成審査
4	平成 27 年 11 月頃	札幌市東日本大震災被災者支援活動基金審査 団体指定助成審査

※このほか、団体指定助成については書類審査を毎月行う予定  
（審査手順については別途説明します）

1. 寄附額の累計推移

グラフ上の数字は、寄附額累計



2. 寄附額の年度推移

(単位:円)

	過去累計	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
寄附件数累計	335	488	725	983	1,314	1,680	1,696	
寄附額累計	82,007,191	146,540,843	234,326,549	394,817,672	496,578,991	587,509,323	595,859,762	
寄附件数	335	153	237	258	331	366	16	1,696
寄附額年度計	¥82,007,191	¥64,533,652	¥87,785,706	¥160,491,123	¥101,761,319	¥90,930,332	¥8,350,439	¥595,859,762
団体指定	¥68,994,100	¥49,757,509	¥37,993,614	¥44,180,471	¥70,145,407	¥38,281,298	¥2,230,000	¥311,582,399
分野指定	¥5,197,253	¥3,596,320	¥1,421,469	¥4,596,665	¥4,262,506	¥2,618,058	¥0	¥21,692,271
テーマ指定	¥302,000	¥6,000	¥55,000	¥0	¥57,227	¥7,066	¥0	¥427,293
東日本大震災被災	¥0	¥0	¥38,867,471	¥7,636,520	¥9,835,487	¥4,648,338	¥90,439	¥61,078,255
冠基金	¥1,000,000	¥9,564,300	¥7,821,843	¥102,614,767	¥8,938,965	¥20,594,869	¥5,000,000	¥155,534,744
後日指定	¥0	¥0	¥0	¥0	¥2,850,000	¥4,000,806	¥0	¥6,850,806
指定なし	¥6,513,838	¥1,609,523	¥1,626,309	¥1,462,700	¥5,671,727	¥20,779,897	¥1,030,000	¥38,693,994

3. 助成額の年度推移

※寄附総額と助成総額の差は、次年度以降に助成

(単位:円)

	過去累計	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
助成件数累計	86	195	309	437	557	668	718	
助成額累計	43,595,580	89,346,393	154,311,436	224,976,169	318,996,900	393,437,579	433,705,804	
助成事業件数	86	109	114	128	120	111	50	718
助成額年度計	¥43,595,580	¥45,750,813	¥64,965,043	¥70,664,733	¥94,020,731	¥74,440,679	¥40,268,225	¥433,705,804
団体指定	¥36,909,600	¥38,630,221	¥48,704,271	¥50,626,967	¥78,573,057	¥60,834,120	¥31,395,725	¥345,673,961
事業数	43	61	58	69	74	60	26	391
助成額割合	84.7%	84.4%	75.0%	71.6%	83.6%	81.7%	78.0%	9.5%
分野指定	¥3,693,000	¥2,759,000	¥2,363,800	¥1,651,382	¥946,350	¥970,155	¥958,700	¥13,342,387
事業数	23	20	15	14	7	6	4	89
助成額割合	8.5%	6.0%	3.6%	2.3%	1.0%	1.3%	2.4%	0.9%
テーマ指定	¥2,250,000	¥1,450,000	¥1,020,000	¥500,000	¥1,618,310	¥0	¥0	¥6,838,310
事業数	10	9	7	4	3	0	0	33
助成額割合	5.2%	3.2%	1.6%	0.7%	1.7%	0.0%	0.0%	0.6%
東日本大震災被災	¥0	¥0	¥9,465,000	¥12,438,682	¥9,207,054	¥7,989,606	¥4,600,000	¥43,700,342
事業数	0	0	14	15	12	13	6	60
助成額割合	0.0%	0.0%	14.6%	17.6%	9.8%	10.7%	11.4%	0.0%
冠基金	¥500,000	¥2,661,592	¥3,240,870	¥5,226,468	¥3,425,960	¥4,426,798	¥3,263,800	¥22,745,488
事業数	5	14	16	21	19	26	13	114
助成額割合	1.1%	5.8%	5.0%	7.4%	3.6%	5.9%	8.1%	0.1%
スタートアップ	¥242,980	¥250,000	¥171,102	¥221,234	¥250,000	¥220,000	¥50,000	¥1,405,316
事業数	5	5	4	5	5	6	1	31
助成額割合	0.6%	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%



名称	寄附額 (累計)	A現在残高	B繰入額	C募集額	D募集後の残高 (A+B-C)	参考: 前期募集額
<b>団体指定</b>	<b>311,532,399</b>	<b>31,909,056</b>			31,909,056	
<b>分野指定</b>	<b>21,692,271</b>	<b>8,528,484</b>	<b>3,022,147</b>	<b>6,500,000</b>	5,050,631	<b>1,700,000</b>
保健、医療、福祉の増進	5,999,862	201,280			201,280	
社会教育の推進	403,728	3,728	496,272	500,000	0	100,000
まちづくりの推進	1,649,618	314,463	185,537	500,000	0	
観光の振興	111,000	111,000	389,000	500,000	0	100,000
農山漁村又は中山間地域の振興	10,000	10,000	490,000	500,000	0	
学術、文化、芸術、スポーツの振興	2,089,632	489,632			489,632	500,000
環境の保全	3,965,904	1,762,204		500,000	1,262,204	500,000
災害救助	11,620	11,620	488,380	500,000	0	
地域安全	1,134,000	527,650		500,000	27,650	500,000
人権擁護、平和の推進	24,000	0			0	
国際協力	10,532	10,532	489,468	500,000	0	
男女共同参画社会形成の促進	25,000	0			0	
子どもの健全育成	6,028,865	5,069,865		2,000,000	3,069,865	
情報化社会の発展	0	0			0	
科学技術の振興	0	0			0	
経済活動の活性化	16,510	16,510	483,490	500,000	0	
職業能力開発・雇用機会拡充	212,000	0			0	
消費者の保護	0	0			0	
活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言または援助の活動	0	0			0	
<b>テーマ指定</b>	<b>427,293</b>	<b>0</b>			0	
地域の絆・つながりをつくり、まちを元気にする活動	427,293	0			0	
<b>東日本大震災被災者支援活動基金</b>	<b>61,034,716</b>	<b>17,834,374</b>		<b>2,000,000</b>	15,834,374	<b>6,000,000</b>
東日本大震災被災者支援活動基金	61,034,716	17,834,374		2,000,000	15,834,374	6,000,000
<b>冠基金</b>	<b>155,534,744</b>	<b>68,393,423</b>		<b>4,600,000</b>	63,793,423	<b>6,500,000</b>
特殊衣料abonet基金	1,000,000	22,500			22,500	
イオン環境基金	25,715,521	1,134,531			1,134,531	
CGC子ども基金	5,000,000	86,888			86,888	
北ガスエネルギー環境基金	1,000,000	55,700			55,700	
創建まちづくり基金	2,000,000	17,109			17,109	
松前孝子子ども基金	20,000,000	12,817,324			12,817,324	2,000,000
工藤桂一まるやま動物園応援基金	11,000,000	2,827,101		1,000,000	1,827,101	1,000,000
TLE50th基金	1,000,000	548,720		500,000	48,720	500,000
恒栄工業 文化・芸術・スポーツ振興基金	3,000,000	1,200,000		1,200,000	0	
北海道自転車産業協会まちづくり基金	50,005,842	18,204,612		1,000,000	17,204,612	1,000,000
丹波屋福祉基金	1,000,000	465,557		400,000	65,557	500,000
小金湯桜の森支援基金	12,813,381	12,813,381			12,813,381	
木村 弘宣メモリアル基金“ひまわり”	5,000,000	4,200,000			4,200,000	500,000
オークまちづくり元気基金	15,000,000	12,500,000			12,500,000	1,000,000
明日佳グループ スポーツ振興基金	1,000,000	1,000,000			1,000,000	
札幌市管工事業協同組合あんしん環境基金	1,000,000	500,000		500,000	0	
<b>スタートアップ</b>	<b>-</b>	<b>0</b>			0	<b>250,000</b>
<b>後日指定</b>	<b>6,850,806</b>	<b>4,700,806</b>			4,700,806	
<b>指定なし</b>	<b>37,602,184</b>	<b>29,602,466</b>	<b>-3,022,147</b>		26,580,319	
<b>合計</b>	<b>594,674,413</b>	<b>160,968,609</b>	<b>0</b>	<b>13,100,000</b>	<b>147,868,609</b>	<b>14,450,000</b>

## 市民まちづくり活動促進基金 平成27年度後期助成事業の募集について

### 1 募集分野・テーマ、助成額について (案)

分野・テーマ等	助成額	1事業の助成額
<b>分野</b>		
社会教育の推進	50万円	10～50万円
まちづくりの推進	50万円	10～50万円
観光の振興	50万円	10～50万円
農山漁村又は中山間地域の振興	50万円	10～50万円
環境の保全	50万円	10～50万円
災害救助	50万円	10～50万円
地域安全	50万円	10～50万円
国際協力	50万円	10～50万円
子どもの健全育成	200万円	10～50万円
経済活動の活性化	50万円	10～50万円
<b>札幌市東日本大震災被災者支援活動基金</b>		
市内活動型	100万円	10～100万円
被災地活動型	100万円	10～100万円
<b>工藤桂一まるやま動物園応援基金</b>	100万円	10～50万円
<b>TLE 50th 基金</b>	50万円	10～50万円
<b>恒栄工業 文化・芸術・スポーツ振興基金</b>	120万円	10～50万円
<b>北海道自転車産業協会まちづくり基金</b>	100万円	10～50万円
<b>丹波屋福祉基金</b>	40万円	10～30万円
<b>札幌市管工事業協同組合あんしん環境基金</b>	50万円	10～30万円
<b>合 計</b>	<b>1,310万円</b>	

### 2 助成事業募集期間

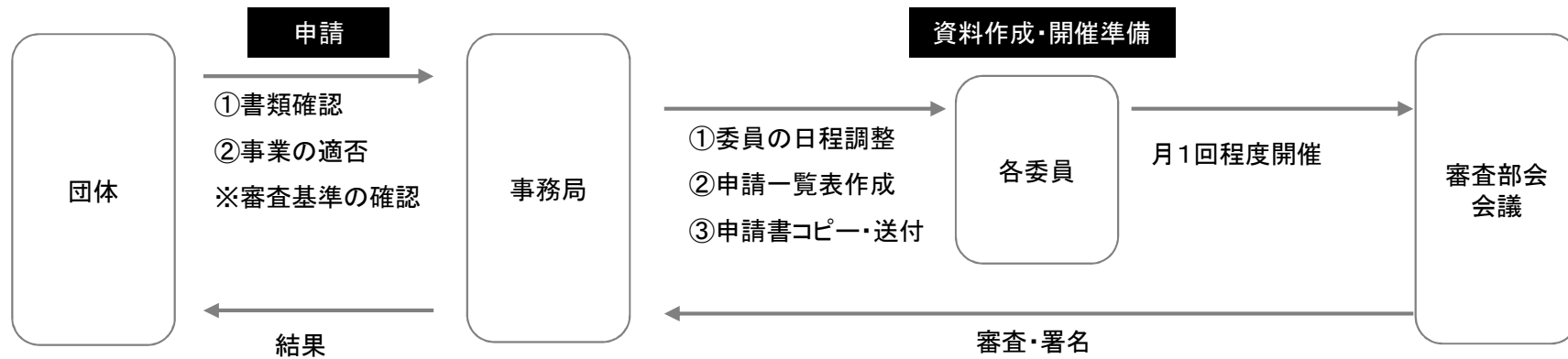
平成27年6月15日（月）～ 平成27年7月10日（金）

### 3 助成事業の対象期間

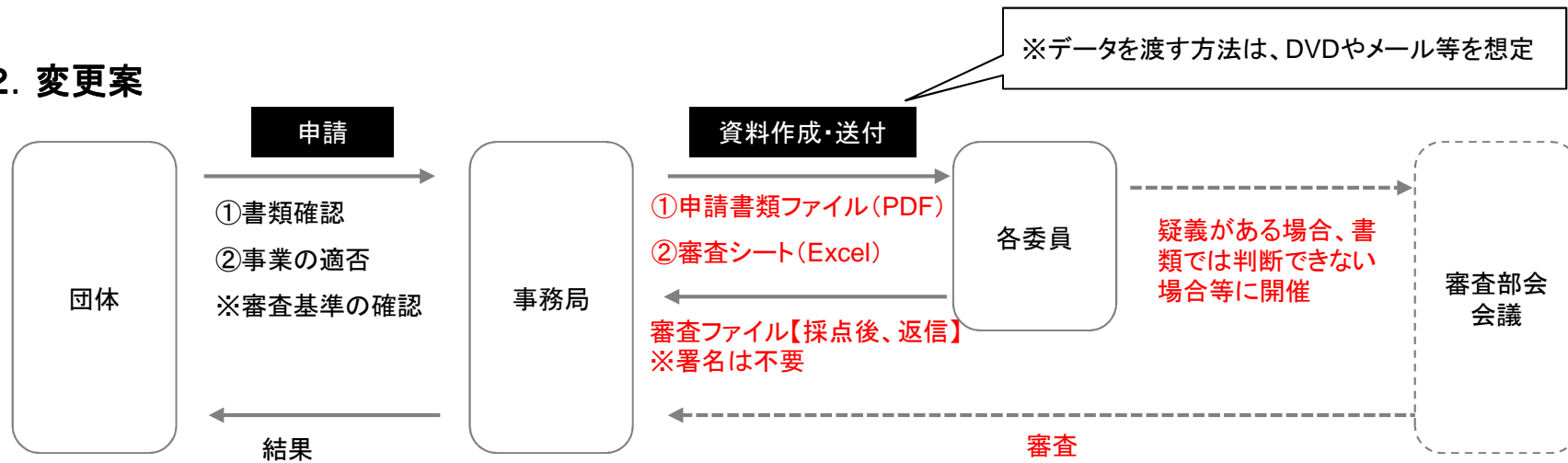
平成27年8月から平成28年3月末までに終了する事業

# ■市民まちづくり活動促進テーブル審査部会の審査手順(団体指定助成)

## 1. 現状



## 2. 変更案



申請者名	NPO▲▲	寄附者	■■■■
事業名	×××清掃活動	助成申請額	●●, ●●●円

1. 対象事業要件(助成金交付要綱第4条第1項関係)

2. 過去実績(直近3回までのデータ)

内容	事務局確認
第1号 営利を目的としない公益的な事業	該当
第2号 地域社会の発展に資すると認められるもの	該当
第3号 札幌市民を対象とした事業	該当
第4号 親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと	該当
第5号 当該事業が当該年度内において、札幌市の他の助成等を受けている、若しくは、受けることが決定している事業でないこと	該当
第6号 既に終了した事業でないこと	該当

年度	助成額	事業名	指定区分	寄附者
H25	●●, ●●●円		団体指定	■■■■

3. 事務局コメント

※事務局からの特記事項

リストから評点を選んでください。

2. 審査基準(助成金交付要綱第7条第4項関係)

項目	内容	評点	委員の意見
①市民ニーズ適合性	・できるだけ多くの市民ニーズを具体的に把握している ・市民ニーズを的確に反映させた内容になっている	4	
②効果性	・事業効果が、一部の人以上ではなく、不特定多数に及んでいる ・多くの市民が関わり、参加できる仕組みがある ・具体的な効果が期待できる	3	
③実現可能性	・事業計画に具体的、現実的である ・収支計画に無理がなく、不必要な経費の支出がない ・事業を適切に実施できる体制が整っている	4	
④全体の整合性	・事業の目的を達するための手段や方法が適切であるか ・事業全体に無理はないか	3	
<b>合計</b>		<b>14</b>	※評価内容 4:大いに認められる 3:認められる 2:やや認められる 1:認められない

※16点満点

3. 事業全体を通したコメント

# 助成金交付基準

平成 20 年 5 月 30 日市民まちづくり局理事決裁

平成 21 年 9 月 9 日最近改正

平成 27 年●月●日最近改正

## 1 助成金審査基準

＜団体指定助成・分野指定助成・テーマ指定助成の共通基準＞

	項目	説明	評価のポイント
①	市民ニーズ適合性	市民の多様なニーズ(需要・要望)を捉え、それらに対応した内容となっている。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ できるだけ多くの市民ニーズを具体的に把握している。</li><li>○ 市民ニーズを的確に反映させた内容になっている。</li><li>○ 事業内容が独断的になっているなどの偏りが無い。</li></ul>
②	効果性	事業を行うことにより、不特定多数の利益やまちづくりに寄与するなど、公益的な効果が見込める。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業の効果が不特定多数に波及するものになっている。</li><li>○ 多くの市民が関わり、参加できる仕組みがある。</li><li>○ 事業実施により具体的な効果が期待できるものである。</li></ul>
③	実現可能性	事業の実施体制などの面で自立性を確保しており、立案した予算の内容に無理や無駄がなく、人的・資金的・物的・環境的な面で実現が可能である。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業計画に具体性はある。</li><li>○ 事業計画は現実的である。</li><li>○ 収支計画に無理がなく、不必要な経費の支出がない。</li><li>○ 事業を適切に実施できる体制が整っている。</li></ul>
④	全体の整合性	事業目的を実現するための手段や方法等が適切であり、事業を構成する各要素がお互いに合理的につながっている。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業目的を実現するための手段や方法等が適切である。</li><li>○ 事業を構成する各要素がお互いに合理的につながっている。</li><li>○ 事業全体として無理、無駄、不合理はない。</li><li>○ 事業全体が体系立っている。</li></ul>

<分野指定助成及びテーマ指定助成の基準>

	項目	説明	評価のポイント
①	先取性・先駆性	地域、暮らし、社会に関する課題の解決に結びつく問題提起があるなど、時代を先取りした新しい取組みで、他の市民まちづくり活動団体の見本となる先導的な内容である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域課題解決のための問題提起やまちづくりに向けた提案が含まれている。</li> <li>○ 事業を効果的に進めるための創意工夫やアイデアがある。</li> <li>○ 時代を先取りした新しさがある。</li> <li>○ 他の活動団体の見本となる重要な取組である。</li> </ul>
②	発展性	事業が将来に向けて持続していくか、事業の効果が広く地域に普及していくことが見込まれるとともに、今後、当該事業が事業対象の拡大や事業内容の改善等を行いながら発展していく可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業が一過性のものに終わらず、何らかの形で影響が持続又は普及すると考えられる。</li> <li>○ 今後、当該事業が事業対象の拡大や事業内容の改善等を行いながら発展していく可能性がある。</li> </ul>

## 2 審査における採点・助成金配分方法

### (1) 採点方法

評価内容	大いに認められる	認められる	やや認められる	認められない
評点	4	3	2	1

#### ① 団体指定助成

全4項目×4点＝16点満点／1人⇒16点×5人＝80点満点

#### ② 分野指定助成・テーマ指定助成

全6項目(共通項目4項目＋2項目)×4点＝24点満点／1人  
⇒24点×5人＝120点満点

### (2) 助成金配分方法

#### ① 団体指定助成

評点の合計が、4項目×2点×5人＝40点以上の場合には、原則、寄附金額を上限として、助成金に充てることができる。

※40点未満の場合は、事業計画等を再提出してもらうこととする。

#### ② 分野指定助成・テーマ指定助成

##### ア 書類審査(第1次審査)

ア) 助成審査基準に基づき採点を行う。

イ) 点数順に上位から、応募件数や助成枠等を勘案して選定する。

##### イ 公開プレゼンテーション審査(第2次審査)

採点は、第1次審査の対象となった書類の内容も参考にして行なうが、第1次審査の点数

を加味するなど、両審査を直接連動させることはせず、公開プレゼンテーションの内容を対象に次のとおり行なう。

ア) 助成審査基準に基づき採点を行う。

イ) 評点の合計が60点以上の場合には、原則、助成対象事業とする。

ただし、助成枠や点差などにより、助成金を振り分ける必要がある場合は、以下のとおりとする。

**●助成金振り分け区分**

A) 評点の合計が90点以上の場合、原則、申請額全額に助成金を充てる。  
 ただし、90点以上の対象事業の合計が、助成枠を超えた場合はこの限りではない。

B) 評点の合計が60点以上90点未満の場合、助成枠、点差などを考慮し、審査部会委員の協議により助成額を減額または、対象事業から除外することができる。

ウ) 助成額は、団体から提出された事業計画書及び収支計画書等により、節約可能分や不  
 用な項目を勘案し、希望額から減額することができる。

エ) 申請団体の希望する金額に満たない額の助成金を振り分けた場合は、当該団体に対し  
 て、事業実施が可能かどうかの確認を行ったうえで、助成を行う。もし、当該団体がその金  
 額での助成を受け入れることができない場合、助成しないこととし、その金額の用途は市  
 民まちづくり活動促進テーブルの協議を経て決定する。

(注) 上述の助成金配分方法における基準となる点(以下「基準点」という。)は、審査部会委  
 員5人によるが、止むを得ない事由により、委員が審査を行うことができない場合、審査  
 を行う委員の人数に比例した点数に変更し行う。

■採点

指定別	基準項目	評点	委員数	合計点
団 体	①市民ニーズ適合性 ②効果性 ③実現可能性 ④全体の整合性	× 4	× 5人	=80満点 (1人16点満点)
分野・テーマ	+2(=6) ①先取性・先駆性 ②発展性	× 4	× 5人	=120満点 (1人24点満点)

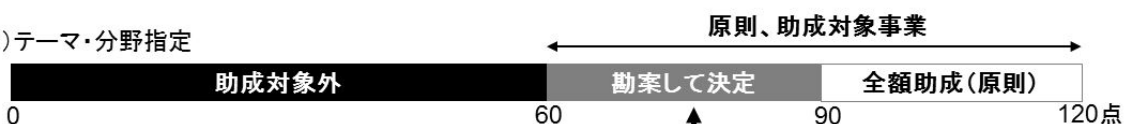
4: 大いに認められる  
 3: 認められる  
 2: やや認められる  
 1: 認められない

■助成金配分方法

(1) 団体指定



(2) テーマ・分野指定



※助成枠、点差等を考  
 慮して一部減額、または、  
 対象事業から除外する  
 ことも可

■市民まちづくり活動促進プログラムの概要【助成金審査基準】

【現在の採点方法】

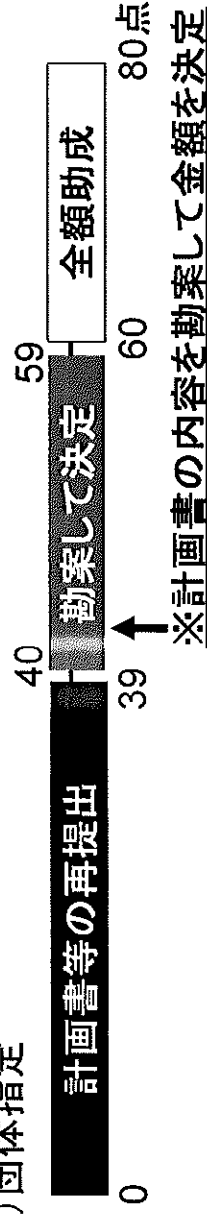
■採点

指定別	基準項目	評点	委員数	合計点
団体	①市民ニーズ適合性 ②効果性 ③実現可能性 ④全体の整合性	×4	×5人	=80満点 (1人16点満点)
	4			
分野・テーマ	+2(=6) ①先取性・先駆性 ②発展性	×4	×5人	=120満点 (1人24点満点)

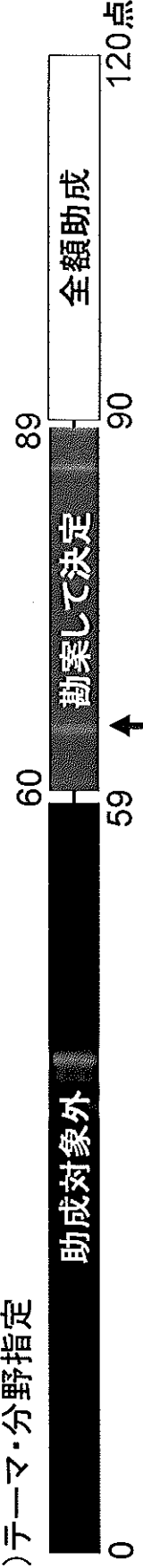
4:大いに認められる  
3:認められる  
2:やや認められる  
1:認められない

■助成金配分方法

(1) 団体指定



(2) テーマ・分野指定





現行の要綱	要綱改正案	摘要
<p style="text-align: center;">札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱 〔平成20年 3月31日 市民まちづくり局理事決裁〕</p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、札幌市市民まちづくり活動促進条例（平成19年条例第51号。以下「条例」という。）第15条第1項に基づき、市民まちづくり活動の促進を目的として、団体指定助成、分野指定助成、及びテーマ指定助成を実施するために、必要な事項を定める。</p> <p>(助成対象団体) 第2条 この要綱により、助成を受けることができる団体は、別に定める方法により、あらかじめ市の登録制度に登録された団体（以下「登録団体」という。）とする。</p> <p>(助成の種類) 第3条 本要綱に定める助成の種類は、団体指定助成、分野指定助成、及びテーマ指定助成とする。 (1) 団体指定助成とは、札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録要綱（以下「登録要綱」という。）に定める登録制度に登録されている団体の中から希望する団体を1つ指定して寄附が行われた場合（以下「団体指定寄附」という。）、当該寄附者の意思を尊重して、当該団体の事業に対して助成を行う方法とする。 (2) 分野指定助成とは、別表1にある分野の中から希望する分野を選択して寄附が行われた場合、当該分野に係って申請された事業の中から選考された事業に対して助成を行う方法とする。 (3) テーマ指定助成とは、札幌市市民活動促進テーブル（以下「促進テーブル」という。）が定めたテーマ又は任意のテーマを指定して寄附が行われた場合、当該テーマに係って申請された事業の中から選考された事業に対して助成を行う方法とする。 2 団体、分野あるいはテーマをとくに指定せずに寄附が行われた場合、促進テーブルの協議を経て札幌市が助成先及び助成額等について決めるものとする。</p> <p>(助成対象事業) 第4条 助成対象事業は、次の各号に掲げる全ての要件を充たす必要がある。 (1) 営利を目的としない公益的な事業</p>	<p style="text-align: center;">札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱 〔平成20年 3月31日 市民まちづくり局理事決裁〕</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>現行のとおり</p> </div>	

現行の要綱	要綱改正案	摘要
<p>(2) 地域社会の発展に資すると認められるもの</p> <p>(3) 札幌市民を対象とした事業</p> <p>(4) 親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと</p> <p>(5) 当該事業が当該年度内において、札幌市の他の助成等を受けている、若しくは、受けることが決定している事業でないこと</p> <p>(6) 既に終了した事業でないこと</p> <p>2 助成対象となる経費は、別表2のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるテーマ指定助成に係る助成対象経費について、促進テーブルの意見を聴いた上で特別の定めをすることができる。</p> <p>(助成金の額等)</p> <p>第5条 1年度当たりの助成金の総額は、年度当初の基金の残額及び年度内に受理した寄附の額の範囲内とする。</p> <p>2 分野指定助成及びテーマ指定助成における1団体当たりの助成金の額は、200万円若しくは当該助成対象事業費総額の2分の1のいずれか低い額を限度とする。ただし、市長は特に必要と認めるテーマ指定助成に係る助成金の額の限度について、促進テーブルの意見を聴いた上で、当該助成対象事業費総額の範囲内で特別の定めをすることができる。</p> <p>3 団体指定寄附の場合の1回の助成金の額は、当該団体を指定した寄附金相当額又は当該助成対象事業費総額のいずれか低い方を限度とする。</p> <p>4 同一団体に対する助成の回数は、団体指定助成を除き、1年度につき1回とする。ただし、同一団体の同一事業に係る助成の回数は、全ての指定助成について、1年度につき1回とする。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認めるテーマ指定助成に係る1年度あたりの助成の回数の限度について、特別の定めをすることができる。</p> <p>6 同一の団体に対し、3年度にわたり連続して助成（団体指定助成を除く。）を行った場合、前2項の規定にかかわらず、その最終年度の翌年度における当該団体に対する助成は、団体指定助成を除いて、することができない。</p> <p>7 分野指定助成及びテーマ指定助成においては、1分野若しくは1テーマにつき、原則、寄附額が10万円まで達した場合に助成を行う。</p> <p>8 同一年度内に、同一団体が団体指定助成と分野指定助成、若しくは、団体指定助成とテーマ指定助成を重複して受けることは妨げない。ただし、市長が第5項に定める特別の定めをした場合を除き、同一年度内に、分野指定助成とテーマ指定助成を重複して受けることはできない。</p> <p>(助成金の交付の申請)</p> <p>第6条 助成金の交付を受けようとする登録団体は、市長に対しその定める期日</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>現行のとおり</p> </div>	

現行の要綱	要綱改正案	摘要
<p>までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付申請書（様式1）</p> <p>(2) 事業計画書（様式2）</p> <p>(3) 収支計画書（様式3）</p> <p>(4) その他市長が必要と認めた書類</p> <p>2 前項各号の書類を提出する際、団体登録申請書類において、登録時から変更があった場合には、当該変更に係る書類も併せて提出するものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、更新書類（札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録要綱第7条第1項各号に定める書類をいう。以下同じ。）を未提出の登録団体は、更新書類の提出期限の翌日から、更新書類の提出がされるまで、助成金の交付の申請をすることができないものとする。</p> <p>（助成金の交付決定）</p> <p>第7条 市長は、前条の申請があったときは、<u>提出された書類による選考を行ったうえで、公開による事業説明会を開催し、促進テーブルの審査を経て、助成金の交付先、額等を決定するものとする。ただし、事業説明会は原則、団体指定助成では行わない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認めるテーマ指定助成について、促進テーブルの意見を聴いた上で、特別に定める方法により促進テーブルの審査を実施することができる。</p> <p>3 第1項の審査に係る基準は別表3のとおりとする。</p> <p>4 市長は、<u>第1項の決定</u>において必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項に修正を加えて助成金の交付を決定することができる。</p> <p>5 促進テーブルは、<u>審査に当たり</u>、基金に対する寄附者の意向を尊重するよう努めるものとする。ただし、寄附者の意向を尊重することにより、寄附者に特定の利益を与える等、法令の趣旨に反するおそれがあるとき認められるときは、この限りでない。</p> <p>6 市長は、<u>第1項の規定</u>により助成金を交付することを決定したときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付決定通知書（様式4）により、助成金を交付しないことを決定したときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金不交付決定通知書（様式5）により、速やかに申請団体に通知するものとする。</p>	<div data-bbox="1659 275 2128 621" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"> <p>現行のとおり</p> </div> <p>（助成金の交付決定）</p> <p>第7条 市長は、前条の申請があったときは、公開による事業説明会を開催し、<u>促進テーブルの審査を経て、助成金の交付先、額等を決定するものとする。ただし、促進テーブルが必要と認める場合は、事業説明会を開催する前に、提出された書類による選考を行うことができる。</u></p> <p>2 前項の規定に関わらず、<u>団体指定助成については、原則、公開による事業説明会を行わず、提出された書類により促進テーブルの審査を経て、助成金の交付先、額等を決定するものとする。審査は電磁的方法によって実施することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項及び第2項の規定</u>にかかわらず、市長は特に必要と認めるテーマ指定助成について、促進テーブルの意見を聴いた上で、特別に定める方法により促進テーブルの審査を実施することができる。</p> <p>4 <u>第1項及び第2項に係る基準</u>は別表3のとおりとする。</p> <p>5 市長は、<u>第1項及び第2項の決定</u>において必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項に修正を加えて助成金の交付を決定することができる。</p> <p>6 促進テーブルは、<u>第1項及び第2項の審査に当たり</u>、基金に対する寄附者の意向を尊重するよう努めるものとする。ただし、寄附者の意向を尊重することにより、寄附者に特定の利益を与える等、法令の趣旨に反するおそれがあるとき認められるときは、この限りでない。</p> <p>7 市長は、<u>第1項及び第2項の規定</u>により助成金を交付することを決定したときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付決定通知書（様式4）により、助成金を交付しないことを決定したときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金不交付決定通知書（様式5）により、速やかに申請団体に通知するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募に係る審査時、原則、一次審査を省略することに伴う文言整理</li> <li>・団体指定助成の審査方法を原則、書類審査に変更することに伴う文言整理</li> <li>・条項の追加に伴う文言整理</li> </ul>

現行の要綱	要綱改正案	摘要
<p>(助成事業の変更)</p> <p>第8条 助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等申請書（様式6）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 助成事業の内容を変更するとき</p> <p>(2) 助成事業を中止、または廃止するとき</p> <p>(3) 助成事業が予定期間内に完了しないとき</p> <p>2 市長は、前項の申請があった場合、期限を定めて、当該団体に対して交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により、助成事業の変更等を認めたときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等決定通知書（様式7）により、当該助成団体に通知するものとする。</p> <p>(関係書類の保存)</p> <p>第9条 助成団体は、助成事業に係る経理を明らかにした書類、帳簿等を事業終了後5年間保存しなければならない。</p> <p>(促進テーブルの助言等)</p> <p>第10条 助成事業について必要があると認めるときは、促進テーブルが助成団体に対して助言を行うことができるものとする。</p> <p>2 助成団体が促進テーブルに対して、助成事業の効果的な実施のために、必要な助言・指導を求めることができるものとする。</p> <p>(事業報告書)</p> <p>第11条 助成団体は、助成事業の終了後、<u>市長が指定する日までに</u>、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業報告書（様式8）</p> <p>(2) 収支決算書（様式9）</p> <p>(3) 事業の経過又は成果を証する書類等</p> <p>(4) その他市長が必要と認めた書類</p> <p>2 市長は、<u>必要があると認めるときは</u>、助成金の使途等に関する調査を行い、</p>	<p>8 <u>前項に定める札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付決定通知書（様式4）については、促進テーブルの意見を付記することができるものとする。</u></p> <div data-bbox="1650 453 2119 1236" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 50px;"> <p>現行のとおり</p> </div> <p>(事業報告書)</p> <p>第11条 助成団体は、助成事業の終了後、<u>1か月以内（ただし、事業終了が3月31日の場合には、3月31日までとする。）</u>に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 札幌市市民まちづくり活動促進助成金事業実績報告書（様式8）</p> <p>(2) <u>事業報告書（様式9）</u></p> <p>(3) 収支決算書（様式10）</p> <p>(4) <u>現金出納帳（様式11）</u></p> <p>(5) 事業の経過又は成果を証する書類等</p> <p>(6) その他市長が必要と認めた書類</p> <p>2 市長は、<u>助成を行った事業に対して</u>、助成金の使途等に関する調査を行い、</p>	<p>委員意見を通知に反映できることを明記</p> <p>提出期限の明記</p> <p>・事業報告書を様式8と様式9に分けたことによる変更</p> <p>・収支決算書の算出基礎となる書類の追加</p>

現行の要綱	要綱改正案	摘要
<p>又は、第9条の書類、帳簿等を開示させ、その報告又は説明を求めることができる。</p> <p>3 市長は、助成事業の終了後、当該事業に関する報告会を公開で開催することができる。</p> <p>4 助成団体は、前項の報告会が開催された場合、助成事業の実施結果を報告するものとする。</p> <p>(助成金の額の確定等)</p> <p>第12条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認した後、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書(様式10)により、当該団体に通知するものとする。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第13条 市長は、前条の規定による補助金確定後の通知後、助成団体からの請求があったときは、すみやかに補助金を交付するものとする。</p> <p>2 前項の請求には、札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書の写しを添付するものとする。</p> <p>(概算額の交付)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、助成団体から請求があった場合には、事前に概算額を交付するものとする。</p> <p>2 前項の請求には、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付決定通知書の写しを添付するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第8条に掲げる助成事業の変更を受けた助成団体は、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等決定通知書の写しを添付するものとする。</p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第15条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>不正な手段により</u>、助成を受けたとき</p> <p>(2) 助成目的以外の経費に流用したとき</p> <p>(3) 登録要綱に定める登録要件を失ったとき</p> <p>(4) その他この要綱に違反した場合</p> <p>2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消したときは、札幌市</p>	<p>又は、第9条の書類、帳簿等を開示させ、その報告又は説明を求めることができる。<u>なお、助成団体は、これに応じなければならない。</u></p> <p>3 市長は、助成事業の終了後、当該事業に関する報告会を公開で開催することができる。</p> <p>4 助成団体は、前項の報告会が開催された場合、助成事業の実施結果を報告するものとする。</p> <p>(助成金の額の確定等)</p> <p>第12条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認した後、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書(様式12)により、当該団体に通知するものとする。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第13条 市長は、前条の規定による補助金確定後の通知後、助成団体からの請求があったときは、すみやかに補助金を交付するものとする。</p> <p>2 前項の請求には、札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書(様式12)の写しを添付するものとする。</p> <p>(概算額の交付)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、助成団体から請求があった場合には、事前に概算額を交付するものとする。</p> <p>2 前項の請求には、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付決定通知書(様式4)の写しを添付するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第8条に掲げる助成事業の変更を受けた助成団体は、札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付変更等決定通知書(様式7)の写しを添付するものとする。</p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第15条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>不正な手段又は違法な行為により</u>、助成を受けたとき</p> <p>(2) 助成目的以外の経費に流用したとき</p> <p>(3) 登録要綱に定める登録要件を失ったとき</p> <p>(4) その他この要綱に違反した場合</p> <p>2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消したときは、札幌市</p>	<p>・実地調査の実施に伴う文言の整理</p> <p>様式番号の変更</p> <p>様式番号の追加</p> <p>様式番号の追加</p> <p>各種法令に違反した場合の文言の追加</p>

現行の要綱	要綱改正案	摘要
<p>市民まちづくり活動促進助成金交付取消決定通知書（様式 11）により、当該団体に通知するものとする。</p> <p>（助成金の返還）</p> <p>第 16 条 市長は、前条の規定に基づき助成金の交付を取り消した場合、期限を定めて、当該団体に対して交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。</p> <p>2 市長は、第 8 条第 2 項及び前項の規定により、及び余剰金があった場合、助成金の返還を請求するときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金返還決定通知書（様式 12）により、当該団体に通知するものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第 17 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 21 年 3 月 17 日市民まちづくり局理事決裁） この要綱は、平成 21 年 3 月 17 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 23 年 3 月 14 日市民まちづくり局長決裁） この要綱は、平成 23 年 3 月 14 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 23 年 4 月 18 日市民まちづくり局長決裁） この要綱は、平成 23 年 4 月 18 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 23 年 5 月 16 日市民まちづくり局長決裁） この要綱は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 24 年 2 月 13 日市民まちづくり局長決裁） この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 26 年 2 月 28 日市民まちづくり局長決裁） この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 26 年 4 月 1 日市民まちづくり局長決裁） この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>市民まちづくり活動促進助成金交付取消決定通知書（様式 13）により、当該団体に通知するものとする。</p> <p>（助成金の返還）</p> <p>第 16 条 市長は、前条の規定に基づき助成金の交付を取り消した場合、期限を定めて、当該団体に対して交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。</p> <p>2 市長は、第 8 条第 2 項及び前項の規定により、及び余剰金があった場合、助成金の返還を請求するときは、札幌市市民まちづくり活動促進助成金返還決定通知書（様式 14）により、当該団体に通知するものとする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、第 12 条の規定により余剰金があった場合、札幌市市民まちづくり活動促進助成金確定通知書（様式 12）に返還に関する必要事項を記載することをもって、助成金返還決定通知とすることができる。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第 17 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 21 年 3 月 17 日市民まちづくり局理事決裁） この要綱は、平成 21 年 3 月 17 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 23 年 3 月 14 日市民まちづくり局長決裁） この要綱は、平成 23 年 3 月 14 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 23 年 4 月 18 日市民まちづくり局長決裁） この要綱は、平成 23 年 4 月 18 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 23 年 5 月 16 日市民まちづくり局長決裁） この要綱は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 24 年 2 月 13 日市民まちづくり局長決裁） この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 26 年 2 月 28 日市民まちづくり局長決裁） この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 26 年 4 月 1 日市民まちづくり局長決裁） この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則（平成 27 年●月●日市民まちづくり局長決裁）</u> <u>この要綱は、平成 27 年●月●日から施行する。</u></p>	<p>様式番号の修正</p> <p>返還請求時における確定通知書への付記</p>